

秋田市経営改善計画策定支援事業費補助金交付要綱

〔 令和 5 年 7 月 26 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者の収益力改善や事業再生への取組を支援するため、国が認定する経営改善計画又は早期経営改善計画（以下これらを「計画」という。）の策定に係る費用に対し、秋田市経営改善計画策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時点において、市内に居住し、かつ、住民登録を行っている個人事業主又は商業登記簿上市内に本店を有する法人
- (2) 国の経営改善計画策定支援事業を活用し、計画を策定した者
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間に、計画の策定に係る費用を支払った者
- (4) 補助金の交付後も事業を継続する意思のある者
- (5) 市税に滞納がない者
- (6) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成 24 年秋田市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団および同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことならびに暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、計画の策定に係る費用のうち、前条第 3 号に定

める期間において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関に支払った経費とする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、前条に定める補助対象経費の5分の4以内とし、40万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、秋田県信用保証協会（以下「協会」という。）が実施する経営改善計画策定支援費用補助（以下「協会補助」という。）を受ける場合は、補助対象経費の5分の4から協会補助を控除した額とし、40万円を上限とする。

3 補助金の交付額の計算においては、千円未満を切り捨てることとする。
（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営改善計画策定支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田県中小企業活性化協議会が発行する計画策定費用支払通知書の写し
- (2) 領収書、振込明細書、通帳口座の写し等の認定経営革新等支援機関に対する計画の策定費用の支払を証する書類
- (3) 協会補助を受ける場合は、協会が発行する「経営改善計画策定支援費用補助」決定通知書の写し
- (4) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては住民票の写し
- (5) 市税に未納がない証明書
- (6) 請求書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請があった日の翌日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第3号）又は不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第5条第6号の請求書に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

2 市長は、交付決定を行った日から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請および報告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 国の経営改善計画策定支援事業の規定により、受領金の返還対象となったとき。

(3) 協会補助の規定により、協会補助の費用補助決定が取り消されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象者に報告を求め、又はその職員にその事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められ、又は立入り、検査もしくは質問されたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 第8条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和6年4月1日から適用し、同日前の規定については、なお従前の例による。